



## 第1 不当労働行為を構成する具体的事実

### 1. 当事者

#### 1) 申立人

申立人東京南部労働者組合（以下、組合という）は、目黒区、品川区、大田区、港区など東京都の南部地域で働かないしは居住する労働者の個人加盟を単位とする地域合同労組であり、組合員は約30名である。

申立人松浦聡（以下、松浦組合員という）は、被申立人公益財団法人日本知的障害者福祉協会に在籍する東京南部労働者組合の組合員である。

#### 2) 被申立人

公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下、協会という）は、東京都港区浜松町に事務局を置く社会福祉団体本部で、2013年に公益財団法人となり、現在の事務局職員（従業員）は14名。全国の約6,300の知的障害福祉施設・事業所を会員とし、知的障害福祉に関する研修、啓発、調査研究、通信教育、団体保険・互助会、出版事業等を行う団体である。

## 2. 本件申立に至る経過

### 1) 被申立人協会事務局長の団交出席拒否による不誠実団交

2016年7月20日の第3回団体交渉から、協会の末吉孝徳事務局長が団体交渉に出席せず、組合は再三の出席要求を行ったが、2017年12月6日の第8回団体交渉に至るも団体交渉出席を拒否している。第1回・第2回団体交渉には、協会は当然のごとく出席させていたにもかかわらず、である。

組合は、管理職の責任を棚上げした松浦組合員への始末書の提出やこれまでの違法な就業規則変更、2013年4月1日に就業規則の違法な変更と周知義務違反に抗議した松浦組合員（当時は組合未加入）に対して行われた末吉事務局長からの暴行・暴言、他職員の前での吊るし上げ行為等について、団体交渉の場での説明を求めため、然るべき責任者の団交出席を要求し、2016年4月18日に第1回団体交渉、同年6月2日に第2回団体交渉を行い、当該団体交渉には末吉事務局長も出席していた。

しかし、同年7月20日の第3回団体交渉では末吉事務局長は出席せず、当初協会は「末吉事務局長は所用により団交出席」と回答していたが、その後の団体交渉にも末吉事務局長を出席させずに、その理由を「団交は糾弾の場ではない」（2013年4月1日の松浦組合員への暴行暴言等について）本人は記憶がないと言っている「会長の指示」などの外的な弁解に終始し、正当な理由を示さないまま、末吉事務局長の団体交渉出席拒否を正当化してきた。組合は、実質的に職員の労働条件に決定権限を有する末吉事務局長が団体交渉に出席しなければならない根拠を、協会事務局規程等を基に、その都度、抗議申入書面及び団体交渉において示してきたが、協会は正当な理由を開示せず、その理由とされる「会長の指示」の具体的な内容についても「答える義務はない」などと居直りを図っている。

結果、末吉事務局長の団交出席拒否により、団体交渉では松浦組合員への暴行・暴言・吊るし上げ行為の事実の擦り合わせ・確認が行えないばかりか、2016年6月に着任した太田和

男常任理事が現在、組合との団体交渉の対応に当たっているが、違法・不適切な労務管理実態を知悉していないため組合への回答もままならず、円滑な団体交渉の進展に悪影響を及ぼし、問題解決と労使関係の改善に無用な時間を費やさざるを得ない状態となっている。

職員への就業規則の周知不履行に抗議した松浦組合員へ暴行、他職員がいる中での吊るし上げ等のハラスメント行為の当事者であり、違法な就業規則変更や三六協定未締結の問題、その他職員の労働条件に係る実務的な管理責任者である末吉事務局長を団体交渉に出席させず、組合からの団交出席拒否理由の開示要求についても協会が誠実に回答を提示していないことは、労働組合法第7条第2号：正当な理由のない団体交渉の拒否の禁止及び不誠実団交に該当する。

## 2) 被申立人協会事業課課長代理の組合への支配介入、並びに組合員への不利益取扱い

2016年4月18日の第1回団体交渉の翌日19日に、松浦(事業課主任)組合員が組合加入・団体交渉を行ったことをもって、松浦組合員が退勤後、協会の水内敦子事業課課長代理が事業課の職員を会議室に呼び、(松浦が)組合に入って、会長や事務局長に迷惑をかけたことに怒り心頭である あなたは組合に入っているのか?、職員の名前を挙げて ○○(職員名を挙げ)は組合に加入しているのか? このことを知っているのは誰か? (松浦の)態度は許せない。これからは厳しくあたる 等の発言を行った。

この水内事業課課長代理の組合敵視・支配介入言動については、組合は2016年7月20日の第3回団体交渉でも取り上げ、今後このような組合に対する支配介入としか言いようのない不当労働行為を行わないように協会に抗議し、水内事業課課長代理に指導するように促していたが、協会はその後も本件について具体的な対応を取ることはなく、組合嫌悪・組合敵視を改める姿勢も示していない。また、その後も水内事業課課長代理の組合敵視や松浦組合員に対する敵対的態度は改められてはいない。

2017年2月24日、松浦組合員が作成した機関誌購読案内の起案文書を、水内事業課課長代理が破棄し、同一内容の起案文書を作成し直し、上職者の決裁を得ていたことが判明した。松浦組合員がなぜ起案者の印章を押印した起案文書を破棄したのかを水内事業課課長代理に問いただしたところ 松浦さんの印はいりません というだけであった。これまで松浦組合員は協会に20数年勤務しているが、起案文書を稟議・決裁の過程において勝手に破棄されるなどということは一度もなかった。この件は松浦組合員の業務遂行妨害並びに嫌がらせ行為であるばかりでなく、組合員であることを理由とした不利益取扱いに他ならない。なぜならば、日常的な職場での松浦組合員に対する態度・対応においても、業務遂行に必要な業務連絡を松浦組合員には伝えない、業務担当外しなどの露骨な嫌悪・敵視があからさまに行われているからである。

2017年7月19日の第6回団体交渉において、協会及び水内事業課課長代理の組合敵視・不当労働行為を改めるよう交渉を行った際にこの事例を挙げ、口頭で調査を要求、その後、あらためて書面により次回団体交渉前までに事実を調査し、回答するように要求したところ、同年10月4日の第7回団体交渉においても協会は調査を行わず、組合からの再度の抗議と要求により、11月15日に本件調査が行われ、11月21日の協会からの回答とそれを団交議題とした12月6日の第8回団体交渉において、協会は概ねその事実は認めたものの、時間

が経っているので覚えていない 通常の業務の範囲内の行為 という弁解を行った。

このように協会は、水内事業課課長代理の組合敵視・支配介入言動への抗議についても真摯に受け止めることはなく、水内事業課課長代理による松浦組合員の起案文書破棄の嫌がらせ・不利益取扱い行為の対応においても、徒らに回答を引き延ばした挙句、交渉による合意達成の努力義務を放棄した組織防衛の論理を強弁するばかりであった。これまでも、2013年の違法な就業規則変更や三六協定未締結の問題が組合との団体交渉によって判明した事実を職員に隠秘し、協会事務所での団体交渉や組合掲示板の設置要求を頑なに拒んでいる。また、2017年12月6日の第8回団体交渉では、就業時間外に行われている団体交渉に管理職をボランティアとして出席させていると発言するなど団体交渉の位置付けを曖昧なものにし、労働基本権に基づく集团的労使関係、労働組合及び団体交渉に対する協会の誤った認識や無理解が窺われるものであった。これらの事実にもみられるように、協会の組合嫌悪・組合敵視は顕著であると言わざるを得ない。

前述した松浦組合員の組合加入・団体交渉要求直後の水内事業課課長代理の組合敵視・支配介入言動の他、協会の組合対応からも明らかなように、協会及び水内事業課課長代理の言動・行為は日本国憲法第28条で保障された労働者の団結権・団体交渉権への侵害行為であり、本件は労働組合法第7条第3号：支配介入と、松浦組合員の業務遂行妨害、職場における人間関係の切り離し、排除を企図した労働組合法第7条第1号：不利益取扱いに該当する。

## 第2 請求する救済の内容

### 1. 被申立人は、以下の措置を執らなければならない

被申立人である公益財団法人日本知的障害者福祉協会は、末吉孝徳事務局長を東京南部労働者組合との団体交渉に出席させ、誠実に団体交渉を行わなければならない。

また、被申立人は、水内敦子事業課課長代理の行った組合敵視・支配介入言動・松浦聡組合員への不利益取扱いを直ちに止めさせ、被申立人事務局職員らに不当労働行為を行わないように注意喚起と指導を行い、今後行わせてはならない。

### 2. 使用者の行為が不当労働行為と認定されたこと等を確認する文書の提示等

被申立人は、本件救済命令を受領した日から1週間以内に、不誠実団交が前項1.にあるように、東京都労働委員会より労働組合法第7条第2号に違反する不当労働行為として認定されたことを記載し、今後、二度とこのような不当労働行為を行わず、直ちに申立人との間で労働条件等の組合要求の団交議題につき、被申立人事務局長の団交出席の下、誠意ある団体交渉を行うことを誓約すること。

また、被申立人は、本件救済命令を受領した日から1週間以内に、不利益取扱いと支配介入が前項1.にあるように、東京都労働委員会より労働組合法第7条第1号及び第3号に違反する不当労働行為として認定されたことを記載し、申立人組合員に対して行われた組合敵視・支配介入言動・組合員への不利益取扱いについて謝罪し、今後、二度とこのような不当労働行為を行わないことを誓約し、被申立人事務局職員らに対して注意喚起と指導を徹底すること。

以上を記した文面を、1メートル 2メートル大の白紙に明瞭に墨書して、被申立人の事務所入口付近の職員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。また、掲示するとともに、同文の文書を申立人との間で手交しなければならない。

以上